

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年 5月30日
【会社名】	株式会社壹番屋
【英訳名】	ICHIBANYA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浜島 俊哉
【本店の所在の場所】	愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号
【電話番号】	(0586)76-7545
【事務連絡者氏名】	取締役経理部担当 石黒 敬治
【最寄りの連絡場所】	愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号
【電話番号】	(0586)81 - 0786
【事務連絡者氏名】	取締役経理部担当 石黒 敬治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

平成30年5月28日開催の当社第36期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年5月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金40円 配当総額1,277,018,480円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年5月29日

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)8名選任の件

取締役として、浜島俊哉、葛原守、阪口裕司、宮崎龍夫、杉原一繁、石黒敬治、安達史郎、大澤善行を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	254,841	181	0	(注)1	可決 94.40%
第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)8名選任の件					
浜島俊哉	222,277	33,207	0	(注)2	可決 82.19%
葛原守	244,257	11,227	0		可決 90.32%
阪口裕司	244,507	10,977	0		可決 90.41%
宮崎龍夫	244,539	10,945	0		可決 90.43%
杉原一繁	244,538	10,946	0		可決 90.43%
石黒敬治	244,517	10,967	0		可決 90.42%
安達史郎	244,532	10,952	0		可決 90.42%
大澤善行	244,420	11,064	0		可決 90.38%

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否について確認ができたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上